

容器包装廃棄物分別収集計画（第11期）

令和7年9月

横須賀市

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び第2条第6項に既定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定 めるものの量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	5
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)	6
13	他の紙製容器包装廃棄物の取扱いについて	7

1 計画策定の意義

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動による環境負荷の増大は、地球規模での環境問題となり、循環型社会形成の推進が喫緊の課題となっている。

横須賀市では、令和4年3月にごみ処理基本計画を改定し、「未来へつなぐ“循環型都市よこすか”の推進」という基本理念を実現するため、「3 R + 1^{※1}」を基本方針とし、ごみの減量化・資源化および適正処理を推進するとともに、SDGsを達成するための取り組みを推進していく。そのもとで、容器包装廃棄物についても発生抑制と分別排出の徹底に努め、リサイクルプラザ“アイクル”で資源化を推進していく。

このような中で、本計画は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(以下「法」という。) 第8条に基づき、容器包装廃棄物の分別収集及びその減量化・資源化を推進する目的で、市民・事業者・市それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

今後は、前期計画に引き続き、発生抑制・再使用に努めたうえで、排出された容器包装廃棄物の再生利用が一層進展するよう、本計画を円滑に実施することで環境負荷を低減し、自然と共生した持続可能な社会の実現を目指すものである。

※1 リデュース (Reduce ; 発生抑制)、リユース (Reuse : 再使用)、リサイクル (Recycle : 再生利用) の「3 R」にリフューズ (Refuse : 拒否、発生抑制) を追加したもの

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向は、以下のとおりである。

- (1) 市民・事業者・市が連携し、「発生・排出抑制策」「資源化・適正処理」に取り込むことで、積極的に容器包装廃棄物の減量化・資源化を促進する。
- (2) “循環型都市よこすか”の創造を推進するため、排出される容器包装廃棄物を資源として捉え、できる限り循環させ再使用・再生利用を図る処理システムの構築を目指す。

3 計画期間

本計画は、令和8年4月を始期とする5年間（令和8年度～令和12年度）を計画期間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうちスチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他の色)、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装、飲料用紙製容器、段ボール等を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み
(法第8条第2項第1号) (単位: t)

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	20,510	20,260	20,020	19,750	19,500
製品プラスチック	620	610	600	590	570

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項
(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策は、以下のとおりであり、これらを効率的かつ効果的に推進していくため、市民・事業者・市が、それぞれの役割を分担し、相互の協力・連携を図りながら積極的に取り組んでいく。

(1) 発生・排出抑制の指導の徹底及び啓発の強化

- ア 広報等にごみ処理の現状を掲載し、ごみの減量化・資源化の必要性について市民・事業者等の理解を深め、ごみを資源として捉えた新しいライフスタイルの実現を図っていく。
- イ 市民説明会・ごみトークなどによりライフスタイル転換への情報を提供し、市民・事業者がごみの発生を抑制しやすい環境づくりの推進を図っていく。
- ウ 学校や地域活動等の場を通して、地域・学校・事業者などにごみ問題やリサイクルに関する情報を提供することで、リサイクル意識の高揚を図っていく。

(2) 市民・事業者による発生・排出抑制の実践の支援

- ア ^{※2}トライR事業の推進により、ごみの減量化・資源化を進めるために、様々なリサイクル推進活動を展開し、市民のリサイクル意識の向上を図りながら、将来的には、リサイクル推進事業そのものを市民に根付かせ、市民主導型への転換を図っていく。
- イ 小売店等で実施している簡易包装運動をさらに推進し、なるべくごみが出ない商品の購入を市民に呼びかけていく。
- ウ レジ袋削減のため、市民・事業者と協働して、マイバッグ等の持参運動を推進していく。
- エ 食品トレイや紙パックなどの資源物の自主的な店頭回収など、商店街等による資源回収活動が市内全域に拡大するよう働きかけていく。
- オ 地域の中での温室効果ガス削減の観点から、地球温暖化対策地域協議会と連携し、容器包装廃棄物の削減を図っていく。

※2 リサイクルプラザ“アイクル”を拠点としてアイクルフェアの開催、再生家具の展示と提供、リサイクル体験教室の開催、施設見学会などを実施する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

容器包装廃棄物及び製品プラスチックの分別収集の種類、収集に係る分別の区分は、次表に示すとおりである。

分別収集をする容器包装廃棄物等の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	
主としてアルミ製の容器	
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器
主としてポリエチレンテレフタレート（P E T）製の容器であって飲料、酒類、しょうゆ、しょうゆ加工品、みりん風調味料、アルコール発酵調味料、食酢、調味酢及びドレッシングタイプ調味料を充てんするためのもの	缶・びん・ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	プラスチック資源
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック※ ³
主として段ボール製の容器	段ボール※ ³

※3 集団資源回収で回収する品目を示す。

その他の紙製容器包装については、「他の紙」として容器包装以外の紙も含めて集団資源回収。

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び
第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)
(単位: t)

項目	分別収集する容器包装等の種類	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度			
容器包装廃棄物・分別対象物	スチール製容器	480	470	470	460	460			
	アルミニウム製容器	770	760	760	750	740			
	小計	1,250	1,230	1,230	1,210	1,200			
	びん	(合計) 760	(合計) 750	(合計) 740	(合計) 740	(合計) 730			
		(引取量) -	(独自処理量) 760	(引取量) -	(独自処理量) 750	(引取量) -	(独自処理量) 740	(引取量) -	(独自処理量) 730
		(合計) 550	(合計) 540	(合計) 540	(合計) 530	(合計) 520			
		(引取量) 550	(独自処理量) -	(引取量) 540	(独自処理量) -	(引取量) 530	(独自処理量) -	(引取量) 520	(独自処理量) -
		(合計) 340	(合計) 340	(合計) 340	(合計) 330	(合計) 330			
		(引取量) 340	(独自処理量) -	(引取量) 340	(独自処理量) -	(引取量) 330	(独自処理量) -	(引取量) 330	(独自処理量) -
		(合計) 1,650	(合計) 1,630	(合計) 1,620	(合計) 1,600	(合計) 1,580			
		(引取量) 890	(独自処理量) 760	(引取量) 880	(独自処理量) 750	(引取量) 860	(独自処理量) 740	(引取量) 850	(独自処理量) 730
	プラスチック	(合計) 1,660	(合計) 1,640	(合計) 1,620	(合計) 1,600	(合計) 1,580			
		(引取量) 1,360	(独自処理量) 300	(引取量) 1,340	(独自処理量) 300	(引取量) 1,320	(独自処理量) 300	(引取量) 1,300	(独自処理量) 300
		(合計) 5,590	(合計) 5,480	(合計) 5,370	(合計) 5,260	(合計) 5,160			
		(引取量) 3,430	(独自処理量) 2,160	(引取量) 1,160	(独自処理量) 4,320	(引取量) 1,050	(独自処理量) 4,320	(引取量) 940	(独自処理量) 4,320
	紙	(合計) 620	(合計) 610	(合計) 600	(合計) 590	(合計) 570			
		(引取量) 380	(独自処理量) 240	(引取量) 130	(独自処理量) 480	(引取量) 120	(独自処理量) 480	(引取量) 110	(独自処理量) 480
		(合計) 7,870	(合計) 7,730	(合計) 7,590	(合計) 7,450	(合計) 7,310			
		(引取量) 5,170	(独自処理量) 2,700	(引取量) 2,630	(独自処理量) 5,100	(引取量) 2,490	(独自処理量) 5,100	(引取量) 2,350	(独自処理量) 5,100
	紙パック	40	40	40	40	40			
	段ボール	3,560	3,530	3,510	3,480	3,450			
	小計	3,600	3,570	3,550	3,520	3,490			

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定めるものの量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

前項の量の見込みは、令和6年度実績の品目ごとの収集量をもとに、以下の計画人口の変動率により算定した。

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画人口(人)	373,866	370,109	366,268	362,358	358,396
対前年比	-0.75%	-1.00%	-1.04%	-1.07%	-1.09%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制（直営・委託収集、集団資源回収）を活用して行う。分別収集の実施主体は、次表のとおり。

収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
缶・びん・ペットボトル	直営・委託による定日収集	直 営
プラスチック資源		
紙パック	集団資源回収	なし
段ボール		

※その他の紙製容器包装については、「その他の紙」として容器包装以外の紙も含めて集団資源回収

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

本市では、平成13年4月から再資源化施設「横須賀市リサイクルプラザ（アイクル）」が稼動しており、同施設において「缶・びん・ペットボトル」及び「プラスチック資源」の中間処理を行う。

分別収集の用に供する施設計画は次表のとおり。

収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
缶・びん・ペットボトル	透明な袋	パッカー車	市の再資源化施設で選別・圧縮・梱包
プラスチック資源			

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

(1) 市民・事業者への啓発

ア 広報等による啓発

分別排出の徹底を図るため、広報よこすかなどにより市民のごみに対する意識の高揚を図っていく。

また、二重袋排出禁止、汚れや異物の除去など、適切な排出方法について周知し、資源物の品質向上を推進する。

イ 各種イベント等の開催

リサイクルの推進とコミュニティの形成を図ること、及び市民が積極的にごみ問題に取り組む場を提供するため、各種イベントを開催する。

(2) リサイクルプラザの有効活用

横須賀市リサイクルプラザ“アイクル”を本市の「リサイクル活動の拠点」として有効活用し、「トライR」をスローガンに掲げ、再資源化施設及びプラザ機能を生かしたごみの減量化・資源化施策を展開する。

(3) 集団資源回収の拡充

ア 町内会等の活動支援

ごみの減量化・資源化を図るため、町内会・子供会などの実施団体と資源回収業者との協力によって実施する集団資源回収を援助する。

回収対象品目は、新聞紙・雑誌・段ボール・紙パック・その他の紙・古着古布類・缶以外の金属類・蛍光管類で、実施団体に対し、回収量に応じた奨励金の交付のほか回収品の保管庫購入費助成を行っていく。

イ 市の施設等での資源回収

毎月第1、第2、第3、第4日曜日に市の施設等を利用した「サンデーリサイクル」を実施し、集団資源回収対象品目の拠点回収を行っていく。

(4) 事業者によるリサイクル活動の推進

ア OA紙等の減量化

事務所等から排出される事業系一般廃棄物の中には、紙製容器包装を含む再生利用可能なOA紙等が多く含まれているため、事業者自らが資源化を行うよう減量化・資源化を呼びかける。

イ オフィス町内会で古紙のリサイクル

オフィスから出る紙ごみのリサイクルを促進するため、オフィス町内会活動の実施を呼びかける。

(5) 諸制度

ア 廃棄物減量等推進審議会

廃棄物処理法第5条の7の規定に基づき、廃棄物減量等推進審議会を設置し、廃棄物の減量化及び資源化の推進等に関する事項を審議する。

イ 容器包装廃棄物分別収集計画の進行管理

発生抑制・分別排出の啓発と併せて、分別収集計画の内容を市民に周知とともに、分別収集計画の年度ごとの見込み量、減量化・資源化施策の実施状況等を把握する。

13 その他容器包装廃棄物の取扱いについて

他の紙製容器包装については、再生利用が可能な容器包装以外の紙も含めて混合して集団資源回収の対象とし、より一層の資源有効利用を図っている。

(単位: t)

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
その他紙製容器包装等	460 (230)	460 (230)	450 (225)	450 (225)	440 (220)

() は紙製容器包装見込み量の内数